

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成31年3月29日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600304 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1800061 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 18 年 7 月 1 日から平成 19 年 4 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 18 年 7 月及び同年 8 月の標準報酬月額については 17 万円から 22 万円、平成 18 年 9 月から平成 19 年 3 月までの標準報酬月額については 17 万円から 18 万円とする。

平成 18 年 7 月から平成 19 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

- 2 請求者の B 社における平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 9 月 1 日までの期間、平成 20 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間、平成 21 年 1 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間及び平成 21 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、次の表の第一欄に掲げる期間について、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とする。

第一欄	第二欄	第三欄
平成 19 年 4 月から同年 8 月まで	11 万円	18 万円
平成 19 年 9 月から平成 20 年 8 月まで	10 万 4,000 円	18 万円
平成 20 年 11 月	11 万 8,000 円	17 万円
平成 21 年 1 月	11 万 8,000 円	12 万 6,000 円
平成 21 年 2 月	11 万 8,000 円	18 万円
平成 21 年 9 月	11 万 8,000 円	18 万円

上の表の第一欄に掲げる期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る上の表の第一欄に掲げる期間の訂正後の標準報酬月額（第三欄）に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求者の B 社における平成 22 年 9 月 1 日から平成 23 年 9 月 1 日までの期間及び平成 24 年 9 月 1 日から平成 26 年 10 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 22 年 9 月から平成 23 年 8 月までの標準報酬月額については 11 万 8,000 円から 18 万円、平成 24 年 9 月から平成 25 年 8 月までの標準報酬月額については 11 万 8,000 円から 19 万円、平成 25 年 9 月から平成 26 年 8 月までの標準報酬月額については 11 万 8,000 円から 17 万円、平成 26 年 9 月の標準報酬月額については 11 万 8,000 円から 18 万円とする。

平成 22 年 9 月から平成 23 年 8 月まで、平成 24 年 9 月から平成 26 年 9 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 4 請求者の B 社における平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 4 月 30 日までの期間の標準報酬

月額を訂正することが必要である。平成26年10月から平成27年3月までの標準報酬月額については11万8,000円から18万円とする。

平成26年10月から平成27年3月までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

5 請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成27年5月1日から同年4月30日に訂正し、平成27年4月の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

平成27年4月30日から同年5月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

6 請求者のC社における平成27年5月1日から同年8月29日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成27年5月から同年7月までの標準報酬月額については16万円から20万円とする。

平成27年5月から同年7月までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

7 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成18年1月1日から平成19年4月1日まで
② 平成19年4月1日から平成27年4月30日まで
③ 平成27年4月30日から同年5月1日まで
④ 平成27年5月1日から同年8月29日まで
⑤ 平成27年8月29日から同年9月1日まで

請求期間①、②及び④に係るA社、B社及びC社から支払われた報酬額に見合う標準報酬月額が、厚生年金保険の標準報酬月額と一致しない。

また、B社からC社へ会社名が変わったときは間に切れ目が無かったはずだが、請求期間③における厚生年金保険被保険者記録がない。

さらに、C社を退職したときも平成27年8月末まで勤務したと記憶しているが、請求期間⑤に係る厚生年金保険被保険者記録がない。

調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①のうち、平成18年7月1日から平成19年4月1日までの期間について、オン

ライン記録によると、請求者に係る標準報酬月額は、当初は、平成18年7月及び同年8月は22万円、平成18年9月から平成19年3月までの期間は18万円と記録されていたところ、平成19年8月22日付けで、平成18年9月1日の定時決定を取り消し、平成18年7月1日に遡って17万円に減額処理されていることが確認できる。

また、A社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者についても、請求者と同日の平成19年8月22日付けで標準報酬月額を16万円に減額処理されていることが確認できるところ、当該者及び請求者が提出した給料明細に記載されている報酬月額は、平成18年9月1日付けの定時決定に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載された報酬月額と一致するが、平成18年7月1日付けで行われた減額処理に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届に記載された報酬月額と一致しない。

これらの事実を総合的に判断すると、平成19年8月22日付けで行われた遡った減額処理は事実に即したものと考へ難く、当該処理を行う合理的な理由はないことから、有効な減額処理であったとは認められない。

したがって、請求者の請求期間①のうち、平成18年7月1日から平成19年4月1日までの期間の標準報酬月額については、平成18年7月及び同年8月は17万円から22万円、平成18年9月から平成19年3月までは17万円から18万円に訂正することが必要である。

一方、請求期間①のうち、平成18年1月1日から同年7月1日までの期間について、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正するためには、厚生年金特例法に基づき判断することとなり、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額が事業主により届け出られていた標準報酬月額を上回ることが必要となる。

しかしながら、請求者が提出した平成18年1月から同年6月までの期間に係る給料明細により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（22万円）と同額であることから、請求期間①のうち、平成18年1月1日から同年7月1日までの期間に係る標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

2 請求期間②のうち、平成19年4月1日から平成26年10月1日までの期間は、訂正請求を受け付けた日（以下「訂正請求受付日」という。）において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅している期間である。

したがって、厚生年金特例法に基づき判断することから、請求期間②のうち、平成19年4月1日から平成20年9月1日までの期間、平成20年11月1日から同年12月1日までの期間、平成21年1月1日から同年3月1日までの期間、平成21年9月1日から同年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、請求者が提出した給料明細により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、次の表の第一欄に掲げる期間において、第二欄に掲げる標準報酬月額を、第三欄に掲げる標準報酬月額とすることが妥当である。

第一欄	第二欄	第三欄
平成19年4月から同年8月まで	11万円	18万円
平成19年9月から平成20年8月まで	10万4,000円	18万円
平成20年11月	11万8,000円	17万円
平成21年1月	11万8,000円	12万6,000円
平成21年2月	11万8,000円	18万円

平成 21 年 9 月	11 万 8,000 円	18 万円
-------------	--------------	-------

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成 19 年 4 月から平成 20 年 8 月までの期間、平成 20 年 11 月、平成 21 年 1 月から同年 2 月までの期間及び同年 9 月に係る請求者の届出や保険料納付について、回答を得られないが、平成 19 年 4 月から平成 20 年 8 月までの期間、平成 20 年 11 月、平成 21 年 1 月から同年 2 月までの期間及び同年 9 月について、請求者が提出した給料明細において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給料明細で確認できる報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成 19 年 4 月から平成 20 年 8 月までの期間、平成 20 年 11 月、平成 21 年 1 月から同年 2 月までの期間及び同年 9 月に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②のうち、平成 20 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間、平成 20 年 12 月 1 日から平成 21 年 1 月 1 日までの期間、平成 21 年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間、平成 21 年 10 月 1 日から平成 22 年 1 月 1 日までの期間及び平成 23 年 1 月 1 日から平成 24 年 1 月 1 日までの期間については、請求者は、当該期間に係る給与明細書を所持しておらず、B 社は既に適用事業所ではなくなっており、同社の元事業主も賃金台帳等の資料はない旨陳述していることから、請求者の主張を確認できない上、請求期間②のうち、平成 22 年 1 月 1 日から平成 23 年 1 月 1 日までの期間及び平成 24 年 1 月 1 日から平成 26 年 10 月 1 日までの期間については、請求者が提出した給料明細により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額（11 万 8,000 円）を超えないことから、厚生年金特例法による保険給付の対象とならないため、同法による記録の訂正を認めることはできない。

- 3 請求期間②のうち、平成 22 年 9 月 1 日から平成 23 年 9 月 1 日までの期間、平成 24 年 9 月 1 日から平成 26 年 10 月 1 日までの期間については、請求者が提出した給料明細により、各年の定時決定の基礎となる 4 月から 6 月までに支払われた報酬月額を確認できることから、平成 22 年 9 月から平成 23 年 8 月までの期間に係る標準報酬月額は 11 万 8,000 円から 18 万円、平成 24 年 9 月から平成 25 年 8 月までの期間に係る標準報酬月額は 11 万 8,000 円から 19 万円、平成 25 年 9 月から平成 26 年 8 月までの期間に係る標準報酬月額は 11 万 8,000 円から 17 万円、平成 26 年 9 月の標準報酬月額は 11 万 8,000 円から 18 万円とすることが必要である。

なお、平成 22 年 9 月から平成 23 年 8 月までの期間、平成 24 年 9 月から平成 26 年 9 月までの期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 4 請求期間②のうち、平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 4 月 30 日までの期間については、訂正請求受付日において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であるため、厚生年金保険法に基づき、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正することが可能な期間であるところ、請求者が提出した給料明細により、定時決定の基礎となる平成

26年4月から同年6月までに支払われた報酬月額を確認できることから、平成26年10月1日から平成27年4月30日までの期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（11万8,000円）より高い18万円であることが認められる。

したがって、請求期間②のうち、平成26年10月から平成27年3月までの期間に係る標準報酬月額については、11万8,000円から18万円とすることが必要である。

- 5 請求期間③については、訂正請求受付日において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であるため、前述のとおり厚生年金保険法に基づき、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正することが可能な期間であるところ、日本年金機構が提出したC社に係る平成27年5月度出勤簿（平成27年4月26日から同年5月25日までの期間）及び同社に係る平成27年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届によると、請求者は、請求期間③において同社に勤務し、当該期間に係る給与が支給されていることが確認できる。

また、C社に係る商業登記簿謄本によると、請求期間③において同社が法人として登記されていることが確認できることなどから、請求期間③において、請求者は同社における厚生年金保険の被保険者であると認められる。

これらを総合的に判断すると、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成27年5月1日から同年4月30日とし、平成27年4月の標準報酬月額については、20万円とすることが妥当である。

- 6 請求期間④については、訂正請求受付日において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であるため、前述のとおり、厚生年金保険法に基づき、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正することが可能な期間であるところ、請求者が提出した給料明細等から、平成27年5月から同年7月までの期間に係る標準報酬月額は16万円から20万円とすることが妥当である。

- 7 請求期間⑤について、C社が提出した請求者に係る退職届によると、請求者は平成27年8月28日付けで退職したい旨記載されている上、雇用保険被保険者離職証明書によると、請求者は平成27年8月28日に離職していることが確認できる。

また、請求者が提出した平成27年8月26日から同年9月25日までの期間に係る給料明細によると、出勤は1日とされているところ、日本年金機構が提出したC社における平成27年8月26日から同年9月25日までの期間に係る請求者の出勤簿によると、出勤日は平成27年8月26日のみとされており、請求者が提出した給料明細における出勤日数と一致することから、請求者が請求期間⑤において、同社に勤務していたことを確認できない。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間⑤において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。